

明 細 書

作成日 平成 28 年 3 月 31 日

更新日 令和 7 年 7 月 7 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒727-8501）広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

（ヒロシマケンショウバラシナカホンマチイッチョウメ 10 バン 1 ゴウ）

名称（フリガナ）：比婆牛振興会

（ヒバギユウシンコウカイ）

代表者（管理人）の氏名：会長 八谷 恭介

ウェブサイトのアドレス：<https://hiroshima-hibagyu.com/top/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：比婆牛（ヒバギユウ）、Hiba Gyu

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：広島県

5 農林水産物等の特性

「比婆牛」は、庄原市で作出された日本最古の蔓牛（多くの牛の中から優良牛を選び出して造成した系統牛）のひとつである「岩倉蔓」の血統を有する黒毛和牛の牛肉である。「比婆牛」の素牛は他の地域の素牛と比較して、不飽和脂肪酸割合について遺伝的に高い能力を持っているため（別紙 1）、「比婆牛」の肉質は口どけがよく、やわらかい舌触りが特徴である。

6 農林水産物等の生産の方法

「比婆牛」の生産の方法は以下のとおりである。

（1）素牛

広島県庄原市産の素牛で 3 代祖（父・母の父・母の母の父）のいずれかに「第 38 の 1 岩田」を起源にもつ広島県種雄牛の血統を有する黒毛和種とする。

（2）肥育

広島県における肥育期間が最長かつ最終飼養地であること。

（3）枝肉の基準

去勢牛若しくは未經産雌牛で、公益社団法人日本食肉格付協会が定める肉質等級 3

等級以上であること。

(4) 最終製品としての形態

「比婆牛」の最終製品としての形態は、牛肉である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

比婆牛素牛が生産される庄原市は広島県北部の中国地方の山あい位置しており、清流や豊富な農林資源、貴重な山野草など自然環境に恵まれている。その気候は冷涼で、暑さに弱いとされる黒毛和牛の素牛の生産に適している（別紙2）。

比婆庄原地域（現在の行政区における庄原市と同一）では、和牛は農作業、たたら製鉄などにも欠かせない存在であり、古来より人々の生活に密接にかかわってきた。その和牛の中でも特に優秀なものを選抜・交配することで、旧比和村（現在の行政区における庄原市比和町）の岩倉六右衛門が1843年に「岩倉蔓」を作出した。「岩倉蔓」は最古の蔓牛として全国和牛登録協会から認定を受けており、岩倉六右衛門はこの功績を讃えられ、農商務大臣から追賞を受けている。

この「岩倉蔓」の系統・特色を受け継いだ和牛をもとに改良をすすめるため、「あづま蔓牛造成組合」が設立（昭和23年）された。そして、集団的・計画的な交配を比婆庄原地域で行うことで固有の系統である「あづま蔓」が造成され、「第21深川」や「第38の1岩田」といった優秀な和牛が誕生した。現在の広島県種雄牛は全て「第38の1岩田」の系統を引き継いでおり、「岩倉蔓」を起源に持つものである。

この地域の和牛は地域の名称をとり「比婆牛」として名をとどろかせ、全国で和牛の改良に大きく貢献した。和牛のオリンピックと呼ばれる全国和牛能力共進会の前身である全国和牛共進会では、第1回（昭和28年）大会で名誉総裁高松宮杯・農林大臣賞を受賞した。また、全国和牛能力共進会では第3回（昭和52年）大会で農林大臣賞を受賞し、更に第4回（昭和57年）・第5回（昭和62年）大会で2大会連続の内閣総理大臣賞という快挙を成し遂げた。これは比婆庄原地域における育種事業が評価されたものであり、2大会連続で受賞したということは、古来より血統を守る先人達によって改良された蔓牛をもとに行われた育種事業が確実に進展しているということを証明したものである。こうした地域の育種事業の取り組みが、その後も「比婆牛」の産肉能力の改良に大きく貢献し、昭和63年には、農林水産祭で天皇杯を受賞し、日本一の和牛産地として名声を博した（別紙3）。

近年、全国的な和牛の血統の似通いと地域特性の消失が和牛界の大きな課題となっているが、庄原市には「岩倉蔓」の系統である「第38の1岩田」の遺伝子を持つ繁殖雌牛が数多く存在している（別紙4）。平成26年には「あづま蔓振興会」が設立され「第38の1岩田」の遺伝子保有確率を5%以上有しているものを「あづま蔓」と認定するとともに、庄原市が「あづま蔓」の保留及び導入に対して支援事業を行うことで、地域における特色ある和牛系統の再構築と次世代へ伝承していく取り組みを行っている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

元来、比婆庄原地域で生産された和牛肉には「比婆牛」の名称が用いられていた。これは比婆庄原地域の和牛の優秀さから、自然発生的に起こった呼称と想定されるが、少

なくとも「比婆の和牛」（昭和 36 年発行）において、「比婆牛」という呼称が使われていることから古くから通称として呼ばれていたことがわかる。

その後、昭和 61 年の広島県内の育種圏（交配圏）統一に伴い、「広島牛」（＝広島県が主体となり造成した種雄牛）として広島県域での牛づくりがはじまったことを受け、和牛肉も「比婆牛」の名称の使用を止めて「広島牛」の名称を用いることとなったが、平成 26 年の「あづま蔓振興会」設立を機に「比婆牛」の名称を再び使用することになった。平成 26 年当初は、まず庄原地域内での繁殖農家・肥育農家の連携体制を構築するために、比婆牛の肥育地を「庄原市内・JA 庄原管内で最長期間肥育されていること」と限定していたが、平成 30 年 5 月からは肥育地を広島県域に拡大した。これは、昭和 61 年以前にも「比婆牛」の肥育が広島県域で行われていたことに基づくものである。

なお「比婆牛」は、庄原市が「比婆牛」であることの認証を行うことでその信頼・価値をさらに高めている。また、「比婆牛」は広島県が行う承認制度「広島血統和牛」においても承認されたブランド和牛である。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

（１）法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：ひろしま農業協同組合

登録商標：比婆牛

指定商品又は指定役務：第 29 類 広島県庄原市産の素牛を広島県内で肥育した和牛の肉

商標登録の登録番号：登録第 5859218 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

〔登録年月日〕平成 28 年 6 月 17 日

〔存続期間の満了の年月日〕令和 8 年 6 月 17 日

☐ 該当しない

（２）法第 13 条第 2 項該当の有無（（１）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用权】

☐ 専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

☒ 専用使用权は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☒ 専用使用権は設定されていない。

- ☒ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標權】

商標権者の承諾の年月日：平成28年7月19日

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☒ 専用使用権は設定されていない。

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]